

第 1 5 0 回 滋賀県森林審議会

日 時：令和 7 年 7 月 1 0 日（木）

1 0：0 0～1 1：3 2

場 所：滋賀県庁新館 7 階大会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- ・琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）の点検評価について
- ・滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況について

4 閉会

〔１０時００分 開会〕

１ 開会

○司会：本日の審議会は、定員数１５名、出席委員１０名で、森林審議会運営要領第２条第４項の規定により会議は成立。

２ あいさつ

○琵琶湖環境部技監：（審議会出席者へのお礼）

本日の審議会の議事は、「琵琶湖森林づくり基本計画（第２期）の点検評価について」「滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況について」の２件。

○司会：＜配布資料の確認をする＞

３ 議事

○司会：議長は、運営要領第３条に従い会長にお願いする。

○議長：承知した。当森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

○議長：本日の議事は２件。

- ・「琵琶湖森林づくり基本計画（第２期）の点検評価について」

- ・「滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況について」

事務局から説明をお願いします。

- ・琵琶湖森林づくり基本計画（第２期）の点検評価について

○事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

皆さんが検討している間に、確認したい。資料１の最初の項目で、除間伐を必要とする人工林に対する割合は、今年度６６％の達成率で少し低くなっている。必要とする人工林の整備ができなかったという受け取り方をすると心配である。間伐が遅れているだけならよいが、土が流れたり、手遅れの状態になったりしていないか、どんな状況か。

○事務局：今のところ、間伐が遅れていることによって土砂が流出しているとか表土が流れているという情報はない。

○議長：年々、厳しい状況になっていく。人材不足や組織的な原因があると思うので、そ

ういう支援をしていただきたい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：ここには載っていないが、今年度から県立高校で森の探究科ができた。森林の環境面、木材関係、林業の担い手確保も将来の森林づくりに大切な取組だと思う。

教育委員会が中心と思うが、森林の関係の部署はどれくらい関与しているのか。今回の人材育成の資料を見て、人材育成に森の探究科を育てていくのは非常に大事だと思う。取組の説明をしてほしい。

○事務局：森の探究科設置で昨年度からカリキュラムづくりに参加している。具体的には、今年度から1年生が17名入学していて、学校から行政として講師の依頼をいただいた。例えば森林・林業に関する全般の話、話題になっている高時川等の森林災害のこと、あるいは獣害対策のこと、そういった視点で生徒たちに話をしてほしいと。来年度2年生でも、いろいろなカリキュラムがある。学校と連携しながら伝えていきたい。

○委員：後継者を育てる中で、事業として含めてもよいと思う。

○事務局：琵琶湖森林づくり基本計画の改定作業なかで、森の探究科ができたこともあり、その辺を充実させて計画の中に盛り込んでいきたい。計画に盛り込むことによって、計画に基づいていろいろな連携に係る事業等を実施したい。具体的にはこれからになるが、しっかり計画に書き込んでいきたい。

○委員：ぜひ、この計画づくりの中に入れていただき、県の施策の一内容として取り組んでいただきたい。

○議長：来年以降、2学年、3学年と科目も増えていくので、しっかりした支援体制、協力体制をつくっていただきたい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：参考資料1の6ページの引き継ぐ人づくりで、森づくりアカデミーの新規就業者コースの参加者が少ないという話があった。以前よりもだんだん減少しているという印象がある。林業を目指すというより、森林のことも少し知っておこうぐらいの感覚で受けている方が増えている気がする。

せっかく森づくりアカデミーがあるので、いろいろな方に参加してもらい少しでも就業者の増加につながればと思うが、この講習の宣伝の体制を教えてほしい。県内、県外に募集をかけているのか、どういうところで周知しているのかをお聞きしたい。

○事務局：森づくりアカデミーの新規就業者は、前期3名、後期3名の計年間6名を目標

に取り組んでいるが、最近少なくなってきている。昨年、一昨年と就業相談、東京、大阪で新規就業者のセミナー等にも参加したが、かつてに比べて最近では、林業を志す方が少なくなっている状況で、林業自体の希望者が減っている感覚がある。

アカデミーの受講者は県内の方が多い。引き続き県外も移住定住も含めてPRをしていき、県内でも知名度を上げたい。今年度は例えば平和堂、アルプラザで就業相談のブースを設けるとか、道の駅にパンフレットを置いてPRしていくとか、県内向けのPRも力を入れようとアカデミー事務局と話をしている。

○委員：どの業種も人が足りなくなって取り合いだと思う。どこも県外からの獲得に結構力を入れているという印象がある。滋賀県の魅力を伝えつつ、人材確保にいろいろな手段を使って取組を進めてほしい。

○議長：関連して、近畿圏は京都や奈良のアカデミーや林業大学校があつて、それぞれの特色があると思うが、交流や連携はうまくいっているか。

○事務局：滋賀県のアカデミーは、高校を卒業してすぐに入る大学校的なアカデミーではなく、基本的には会社を途中で辞めて転職をして林業に携わる、少しニッチな部分の募集を受け付けていて、京都の大学校とは違う部分がある。

関西には広域連合があり、その中で林業大学校、アカデミーと連携して取り組んでいる。ニーズに合わせてそれぞれ大学校やアカデミーに入ってもらえるよう、一緒にPRを頑張りたい。

○議長：他県の林業大学校などを卒業して、滋賀県の事業体へ就職するときに、連携は重要になると思う。ぜひ今後も連携してほしい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：滋賀県内の在住者が京都の林業大学校を卒業されて県内の森林組合へ帰ってきた事例が今年ありました。他府県の林業大学校の話が出ていたので、参考までに。

資料1の除間伐をするという項目について、除間伐を必要とする人工林の面積はイメージ的にどうなのか。その90%が目標ということであれば、例えば令和6年度は実績が59%。残った4割はどこへカウントされているのか。

○事務局：この2,600haは、県内の人工林面積から一定の間隔で間伐が必要、全体から10年で一回りするという計算で出している。積み残した分を一個一個カウントしているというよりは、総枠から割り算をして出している。

○委員：2万6,000haを10年間均等割して、この数字になるのか。

○事務局：細かな計算は覚えていないが、おおむねそのような方法で計算している。

○委員：先ほど議長から、4割できていない山が治山上、大丈夫かという話があり、どんどん積み残しになると、どうなるのか気になる。

除間伐が必要、10倍として2万6,000ha、3万haは採算林としての除間伐の数字になるのか。そうでなければ、20万haと全然オーダーが違う。

○事務局：20万ha、県内に森林があり、おおむね4割、8万haが人工林になる。その中で高齢林分等を除外すると、一定間伐が必要な面積は割合的に出てくる。それを1年間の目標数字として割り振りしている数字になる。

○議長：採算林であるか環境林にするかとか、ゾーニングした上での面積ではないと。

○事務局：はい。除間伐等で、森林整備、環境林とかそういった森林整備も含めた定義をしている。搬出間伐のみとか、そういうことではない。

○議長：実際には細かく場所ごとに考えながらと思う。数字だけがひとり歩きしないように、うまく計画していただきたい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：アカデミーは技術向上の作業班を絞り込んで育成をしているが、県内に何班あって、今年度13班になっているのか。

対象になっていない作業班のレベルはそのままか。未熟なままではなく、作業は進んでいると思うが、山に差があると、以前聞いたことがある。作業班によって山の施業の仕方の丁寧さが違う。近くの山の住民から、この作業班はやめてほしいという話もよく聞く。班の技術の向上はどう対応しているのか聞きたい。

○事務局：既就業者コースの作業班に対する支援は、作業班数までは把握していないが、120名ほど作業員がいて、毎年10班程度ずつ育成していくという指標でスタートした。バックホウを使って山に道をつけていき、搬出間伐をするための道造りを中心に、各班全てが学ぶ取組をした。次のステップとして、もう少しレベルの高い研修を固定の班に対して手厚く行う方針に転換をした。そのため、指標としては達成できていない。

作業班によって道造りだけではなく、間伐や搬出の差は確かにある。レベルが追いついていないところは底上げしないといけない。道造りの指標以外、例えば架線集材、ワイヤーを張って出すような集材を既就業者コースのメニューとして増やしたり、ほかのメニューの底上げを図っている。

○委員：資料2の1番、再造林面積が減って、今年度はパーセントも実績値も下がってい

る。森林所有者への働きかけがうまくできなかったことが進捗状況にも上がっている。普段の作業で森林組合も忙しく、集約化、境界明確化には手が回らないと聞いたことがある。

東近江市は境界明確化に積極的に参加していて、モデルとなるという話が以前、出ていた。今年度の取組としてはどのように進んでいるか。

○事務局：昨年度の実績で約690haの境界明確化が進んでいる。境界明確化の基礎となる合成公図を県で作り、市町に渡して、それを使い市町が実際に境界明確化を行っていくスキームで取り組んでいる。

各市町によって、ばらつきはあると思うが、東近江市をはじめ他の市町においても境界明確化が進んできていて、施業の基になる準備は着々と進んでいる。

○委員：来年度、この数値が上がることを期待している。

○議長：地籍調査があまり進んでいない中で、合成公図は重要と思う。支援も含めて進めてほしい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：境界明確化を進めるには森林整備や森林経営が重要だと思うが、なかなか進んでいない現状はよく聞く。合成公図の達成率が毎年進んでいる状況は数値的に見えている。既に令和10年度を達成するような勢いで進めているが、この数字を基に市町村に提供して、生かされているか気になる。

東近江市は活用が進んでいると思われるが、ほかの市町での進捗状況が分かれば教えてほしい。また、合成公図を活用する支援などを行っているかを教えてほしい。

○事務局：市町の具体的な面積は、持ち合わせていないが、例えば、長浜市や高島市は森林組合と境界明確化の会議を持っていて、次はどこで境界明確化を行うかを話し合っているので、着実に森林整備に結びついていると考えている。

県は市町で構成している、森林整備協議会で境界明確化に対して、情報の共有化や各市町の情報交換や支援を行っている。

県の作成する合成公図も、市町から要望を受けた場所の合成公図を作成して、市町がそのエリアで境界明確化を行う流れで進めている。

○委員：立派な合成公図があっても、うまく活用できないのではと心配している。市町の担当者が林業に精通しているのか、人材不足の話もある中で、大変苦労していると思う。公図をうまく活用できるように何らかの支援を県が行ってほしい。

・滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況について

○事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：分収造林事業に関して、これだけの債務弁済がある以上、債務整理は必要不可欠な問題だと思われ、それはそれで進めていいと思う。森は生きているので、生きている森を債務整理とはまた別の段階で長期、中期で整備していかなければと思う。その場合に、採算林と不採算林を分ける必要もあるが、不採算林においては市町だけでなく、県からも人材や財政を注ぎ込まないと、進まない問題ではないかと思う。全てを市町に投げかけるのではなく県の関与も必要と思う。

○事務局：現在は経営管理法の下で市町が主体となり、県はサポートする体制になっているが、今後は市町の職員の数や様々な問題があるので、県としても次の方向性を目指して検討を行いたい。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：市長、町長は「市町に面倒を見てもらう」と言われて、そう簡単に賛成はできない。あり方検討会として、公社はどうするのか、分収造林契約をどうするのかと言われた場合、これも存続はあり得ない。では山はどうするのか、所有者に返さないと仕方ない。不採算林を県があえて赤字を出して、切って再造林なんてできるわけがない。そのまま返さざるを得ない。返した山は、森林経営管理法上では市町にお願いすることになるというのは、先走りし過ぎている。

市町が森林経営管理法について、どこまでやらないといけないのか。森林所有者はどんどん山離れをしているので、これから増えていくことになる。そうなったときに、どこまでやるかの話が全く見えない状況で、そう簡単に受けるわけにはいかない。

あり方検討会でも話をしたが、必要な除間伐の森林面積はどうするのかという話とリンクしている。不採算林といえども採算林も含めて治山対策上、また公益的機能の最低限発揮を保障できるレベルの森林整備のあり方は、非常に難しい。ガイドラインのようなものをつくって、どの水準で森林の保全を続けていくかを示す。それには人材や財源がどれぐらい必要かも含めた話でないと、市町の理解は得られないのではないかと。

森林経営管理法がどこまで市町に行き届いているのか。一般の民有林と公社林の返ってきた民有林とは、県として一緒にするわけにはいかない。今まで分収造林契約で県が

関わってきた以上、一定程度県も責任を持つ必要があるというのが、一昨日の知事の思いと。森林経営管理法で市町と規定されている以上、全部の民有林を県がやるわけにもいかない。県の役割と市町の役割の整理がされていないまま、議論がされている。

このまま分収林契約は解除、公社解散で、後は市町が責任を持つと言えば、市町は怒るに決まっている。

○事務局：首長会議での議論は、一階建ての部分と二階建ての部分があり、今まで県が積極的に関わって設立し、面倒を見てきた公社をいきなり市町にというのはどうなのか、まずそこを整理するのが一階建ての部分で、二階建ての部分は、公社をきっかけにその周辺の、最終的には経営管理法の下に管理される森林も含めて、滋賀県全体の山をどうしていくのか、これから50年、100年、どういう山づくりをすればよいかは、市町と一緒に検討していこうという投げかけでした。

県としては一定もうかる山は搬出間伐や主伐・再造林を進めて木材生産をしながら循環をしていく山を目指したい。もうからない山は、放っておくだけではなく、基本的には環境林整備、今まで人が植えた針葉樹ばかりのところを針葉樹と広葉樹が混じった山にしていきたいと考えている。

環境林整備も、例えば20年に1回間伐すればいいのか、40年に1回強度にすればいいのか、作業指針・方針も、まだ確定されたものがない。天然更新を期待するにしても獣害対策もあり、その辺がしっかりしないまま議論をしているところはあるが、一定ゾーニングをしながら、採算が取れない山でも放置されないような施策をこれからしていく、公社林だけではなく、市町と一緒に滋賀県の森林をしっかり管理・保全していきたい。

ガイドラインは、国でも環境林整備について一定指針もあるようで、他府県でもあるので、教えてもらいながら、しっかり提示していきたい。

○議長： 委員からの質問、意見を求める。

○委員：今までの経緯、取組のことを考えて、分収造林の後始末をしないといけない。森林全体の将来、特に奥山の森林の管理、水源地の管理をきちんと分けて考える。

森林の管理、特に奥山の水源地の管理については、全委員が市町と県で協力する考えで、琵琶湖の環境維持のため、水の管理という点で下流域も責任を負うところだと思う。

今までやってきた分収造林は、県が国策として関与して市町は全く関与していない。その面積が、かなりの量になっている。森林経営管理法という法律を使って突然、降っ

て湧いたように市町の責任と言われてもそれは違う、そこは森林審議会の委員の皆様にご理解いただきたい。山の管理を協力していくことについては、一致している。

その上で、今までやってきた分収造林は、過去の経緯等もあり、境界や相続人の確定は、市町よりも今まで関与してきた県がやりやすい。責任のあり方として、県知事が県のほうで責任を持ってやると明言いただいたので、その方向で取りまとめてほしい。

その上で、山全体のガイドラインについては、協力してつくっていききたいので、2つをきちんと分けて議論していただきたい。

○議長：市町の皆さんも水源の重要性を軽視していないことを踏まえて、体制づくり、という森づくりをしていくか、県民がどう関わるのかが、この審議会での議論と思う。

環境林を混交林化していくにも、人工林を維持する以上にお金や手間がかかると思う。そういう森が琵琶湖や県民にとって必要なら、その森づくりをしていくのは重要なことと思う。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：議事の1つ目と関わると思うが、森づくりを市町も県も全体で大事にしていくところは、皆さん一致している。

一方で、人材が足りないことが共通していて、森づくりアカデミーなど、森林・林業人材を育成することは大事だと思う。資料1のように、平均給与が低い。森林が好きで、森林に関わりたいという学生や若い人は多いが、仕事にするのはきつい。それも現状だ。

林業だけでなく、副業にしたい人や、森づくり、環境を大事にしたいという意思是、あるので、ほかの仕事を持ちつつ、あるいは学生でありつつ、プラスアルファで少し関わられるような人材育成も今後、検討していくのが現実的ではないか。

○事務局：林業もいろいろな働き方があり、農業と兼業したり、お茶と兼業したり、また家具などの木工と兼業したりしている。いろいろな働き方があると思うので、様々な働き方に対応できるような施策も検討する必要がある。

○委員：そういう関わり方ができることを、もう少し発信すると、興味があってやってみよう、環境や琵琶湖、森林全体によいことをしたいという、ボランティアではないけれども、少しお金がもらえるような、そういう働き方をもっとアピールするとよいと思う。

○議長：県全体の集落などの過疎化や、県民と森との関わり方の変化も背景にあると思う。

「やまのこ」事業で、こういう問題と絡めて発展させていくことにも関わる。ほかの

部局とも関係すると思うが、人材不足から働き方、暮らし方まで包括的な議論を展開してほしい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：公社造林の話は重たい大きなことで、みんなでいろいろなことを考えなければいけない。公社造林がそのまま返ってきて任されても、困るという市町の思いはよく分かる。県もガイドラインをつくるどころまで責任を持って関わってほしい。

資料１でも間伐・除伐をしなければいけない面積に対して達成率が低かった。公社の山は奥地が多くて、地形的にきつく、やりづらい理由もある中で、かなり厳しい環境のところが多いと思う。

今後、搬出間伐はしない、主伐もしない、環境林整備だから作業的にもいけると考えているかもしれないが、そもそも除伐や間伐、環境林整備が進んでいない理由の一つとして、作業員のもうけが出ない現場であると思う。

もうけもなく、身を切るようなことになりかねないような現場は誰もやりたがらない。環境林を整備するに当たって予算化、作業員の労務賃の見直し、人材育成・人材確保に関わってくる。山の仕事は一過性や片手間でやれるようなことでなく、本当に山のことを理解してよい山づくりをしようという志を持って取り組んでいる方もいる中で、いい加減な作業になってしまっはせっかくの滋賀県の森、琵琶湖を育んでいる森が台なしになってしまう。技術的な担保を図れる形で、きちんと作業員に対しての労務賃の見直しも含めた上で、予算化の働きかけをお願いしたい。

○事務局：森林整備の作業員の労務費は、どこの森林組合でも標準的な労務費で、無理な労務費でやらせているという実態はないと認識している。適正な労務単価で契約されるよう、指導はしていきたい。

○議長：整備をするから補助金をつくるという話になると思うが、森をつくるためにどの施業が適しているかは、山によって変わる。研究機関として調査やデータの蓄積も必要になると思う。前回までの森林審議会でシカの問題などでも話題になったが、体制づくりが必要になる。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：あり方検討会では次回９月１日に結論を出す方向で予定されているようだが、首長会議でも、少し早いのではないかと、もう少し時間をかけたほうがいいのかという意見も出ていた。あり方検討会でも、知事がこの前方針変更をされたのでそれを聞

いて1回で結論を出すことになる。ガイドラインの話もあり、県の担当者はどのように考えているか。

○事務局：あり方検討会のスケジュールは、第5回で報告をいただく予定だが、委員長と相談して対応したい。首長会議の意見もあり、対応していきたい。

○委員：本来は森林審議会で話す内容ではないかもしれないが、あり方検討会での結論は影響すると思う。一昨日の知事の意向、方向性を踏まえた上で、議長とはよく相談いただきたい。

○事務局：あり方検討会については、県が提示した案に対して、委員からいろいろな意見をいただくことが最終目的と考えている。一つの方向で何かを示すというよりは、いろいろな意見をいただいて、それを集約して、県として今後、どういう方向で方針を立てていくのか、議論をスタートしたい。

○委員：資料3の4ページは、滋賀県と市町による公的管理という案だが、これについてはどうするのか。案としては別なものを、県が責任を持ってやるという形に変えるのか、それとも並列、みんなの意見を並べる形にするのか。

○事務局：いろいろな反対の御意見もあり、市長会・町村会の御意見も踏まえ、どう表すかは、これから委員長も含めて、皆さんと検討していきたい。最終的に、どう出すかはまた相談させていただきたい。

○委員：大事なところで、いろいろ意見が出ている。県知事の新しい方針は反映してほしい。それに対して皆さんがいろいろ御意見あるかを聞かれて、それを取りまとめて次の審議会なり県の方針なりに反映させていくのは賛成だ。今回の取りまとめ、第5回での文書の表現は大事なので、よく練っていただきたい。

○議長：本日の議事は以上。

委員の皆様からの意見をいただいた。貴重な意見を事務局で取りまとめて反映をお願いする。

○事務局：＜次回の審議会について説明を行う＞

○議長：以上で本日の審議を終了する。

4 閉会

○司会：以上をもって、第150回森林審議会を終了する。

[11時32分 閉会]